

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、3月後半の巨大な松山市繁華街クラスターに端を発する県下全域での感染拡大（第4波）への対処を2か月余りの長きにわたり続け、多くの県民・事業者の皆様にも県の対策に御理解・御協力いただいた結果、6月以降、県内の感染状況は落ち着いた状況を維持し、医療負荷も減少傾向にあったことから、6月22日からは、県の独自警戒レベルを「特別警戒期間」から「感染警戒期」に移行し、感染力の強いデルタ株に警戒しながら、徐々に社会経済活動を展開しておりました。

しかしながら、7月以降も、首都圏や大都市圏での感染拡大は歯止めがかからず、その影響は全国に及び、本県においても、一進一退を繰り返しながら徐々に第5波の入り口に近づいている状況にありましたが、ここ数日の首都圏における感染急増は、本県の感染を一気に拡大させかねない、正に危機が目前に迫っている状況と考えられます。

このような状況を受け、県内の感染の再拡大を防ぐためには、もはや一刻の猶予も残されていないと判断し、本日7月29日から、県内の警戒レベルを「特別警戒期間」に引き上げ、別添のとおり、感染拡大防止の取組みをお願いすることとしました。

今後、感染が再拡大すれば、取組みをより強化する方向に舵を切らざるを得ません。県民・事業者の皆様におかれましては、感染拡大を回避するため、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年7月29日

愛媛県知事 中村時広

令和3年7月29日改訂

「感染警戒期」 ～ 特別警戒期間 ～ 7月29日(木)～当面の間

警戒レベルを一段上げ、これまで以上に徹底した感染回避行動を！

「感染警戒期～ 特別警戒期間～」の要請内容等

【期間】 令和3年7月29日（木）から当面の間

【区域】 愛媛県全域

【根拠】 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

感染警戒期～特別警戒期間～ 4つのポイント

① 緊急事態宣言・感染拡大地域等との往来自粛

(変異株持ち込み対策)

② 決して油断せず感染回避行動の継続徹底

※マスク着用、手指消毒等の徹底 (感染防止の基本)

③ 体調異変時は休んで受診

(職場・学校への感染拡大阻止)

④ ルールを守った会食の徹底

(飲食店・会食クラスターの阻止)₂

「特別警戒期間」の要請内容等①

項目	7月28日まで	7月29日～当面の間
対策期間	6/22(火)～7/28(水)	7/29(木)～当面の間
期間名称	「 <u>感染警戒期</u> 」	「 <u>感染警戒期～特別警戒期間～</u> 」
県外往来 ・ 県内行動 自粛要請 等	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急事態宣言地域等との不要不急の出張、往来自粛</u> <p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会食の注意（大人数・長時間を避けて） ・ 感染回避行動の徹底 ・ 「5つの場面」の注意 	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急事態宣言地域等のほか、感染拡大地域との不要不急の出張、往来自粛</u> ・ <u>県内も不特定多数の方で混雑するような場所への出入りは控える</u> <u>※陽性確認が続く松山市は要注意</u> <u>※松山市内の外出や人との接触、会合の機会を減らす</u> ・ 会食の注意（大人数・長時間を避けて） <u>※複数での会食は、行動歴や体調の確認、感染対策のとれた店であるか、より一層のチェックを</u> <u>※松山市繁華街モニタリング結果等を踏まえて基準変更を検討</u> ・ 感染回避行動の徹底 ・ 「5つの場面」の注意
事業活動 に対する 要請等	<p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインの徹底 ・ 職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・ 飲食店や商業施設、イベント、催物等での徹底した感染対策の実行 	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインの徹底 ・ 職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・ 飲食店や商業施設、イベント、催物等での徹底した感染対策の実行

「特別警戒期間」の要請内容等②

項目	7月28日まで	7月29日～当面の間
面会制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・高齢者施設の面会制限（施設長等の判断による） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・高齢者施設の面会制限（施設長等の判断による） ・医療・高齢者施設の感染対策の再点検
学校活動の制限等	<p>《学校活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流のうち <ul style="list-style-type: none"> ※<u>県内交流は注意して実施</u> ※<u>県外交流は厳選して実施。ただし、緊急事態宣言地域等との交流は原則禁止</u> <p>《部活動に係る大会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内公式大会は実施（主催者が観客制限） ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める 	<p>《学校活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流のうち <ul style="list-style-type: none"> ※<u>県内交流は地域の感染状況を踏まえつつ実施</u> ※<u>県外交流は厳選して実施。ただし、緊急事態宣言地域等及び感染拡大地域との交流は原則禁止</u> <p>《部活動に係る大会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内公式大会は実施（主催者が観客制限） ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める <p>※<u>教員による見守り活動を強化</u></p>
県主催イベント	<p>県主催の集客イベントは感染防止対策を徹底して開催</p>	<p>県主催の集客イベントは感染防止対策を徹底して開催</p>
県管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を徹底 ・貸館利用は条件を付して許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を徹底 ・貸館利用は条件を付して許可 <p>※<u>松山市及び周辺地域の集客施設は入場制限を実施</u></p>

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】

○ 緊急事態宣言地域等のほか、**感染拡大地域**との不要不急の出張、往来自粛【変更】 (特措法第24条9項)

- 緊急事態宣言地域等（まん延防止等重点措置地域を含む）との出張・往来は引き続き自粛
- その他**感染拡大地域**（新規陽性者数がステージⅢ相当（人口10万人あたり週15人以上）の都道府県等）とも不要不急の出張、往来を自粛
- やむを得ず出張、往来する場合は、訪問先自治体の感染状況を確認し、現地の注意事項に従うなど感染回避行動を徹底
- 上記の地域からの帰省等は、延期または中止

○ 県内も**不特定多数の方で混雑するような場所**への出入りは控える【変更】 (特措法第24条9項)

- 特に、連日陽性確認が続く**松山市は要注意**
- 松山市内の外出や人との接触、会合の機会を減らす

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○会食の注意【変更】

(特措法第24条9項)

➤ 会食は以下のルールをより一層徹底

- ①感染リスクの高い行動のない人と
- ②大人数や長時間を避けて
- ③少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
- ④感染防止対策が徹底されている店を利用

➤ 夏休み期間中、久しぶりに会う親戚や友人との会食は特に注意 ※県外の友人等との同窓会やルールを逸脱した会食は控える。

➤ 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意 ※自宅に友人や親族を招いての会食でも、十分な感染防止対策を徹底。

➤ 松山市繁華街モニタリング結果等を踏まえて基準変更を検討 ●対象：松山市繁華街の「接待を伴う飲食店」や「深夜営業のバー」の従業員 ●期間：キット配布（7/28～30）、検体回収（7/29～30、8/2～3）

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民の皆さんへの協力依頼】

➤ 感染回避行動の徹底【継続】

(特措法第24条9項)

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- 基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用 (鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし) 、手指消毒は極めて有効]

➤ 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

① 飲酒を伴う懇親会等

② 大人数や長時間におよぶ飲食

③ マスクなしでの会話

④ 狭い空間での共同生活

⑤ 居場所の切り替わり

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

- **業種別ガイドラインの実践【継続】** (特措法第24条9項)
- **職場内での徹底した感染防止対策の実行【継続】**
 - テレワーク、時差出勤の利用促進 (特措法第24条9項)
 - 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底
(こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底)
 - 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
 - 職場内に症状のある人が複数いる場合は必ず早期の受診を促す
- **飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行（業務の特性等を踏まえ）【継続】**
 - 入場者が密にならないような整理誘導 (特措法第24条9項)
 - 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
 - 手指の消毒設備の設置と、利用者等への呼びかけ
 - 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
 - マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)
 - 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
 - 従業員への検査勧奨